No.307

# 2022 5 KAWASAKI

## 川崎南法人会だより

第 12 回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式 …… 2
法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項 …… 4
法律相談 …… 5
コラム …… 6
健康クリニック …… 7
税務署らのお知らせ …… 8
活動報告 …… 9
新しい仲間 PR コーナー …… 10
新入会員のご紹介・主要行事予定 …… 11


表紙写真　（一社）川崎市観光協会　提供　　場所：川崎マリエンから美しき夕暮れ


ホームページも是非ご覧ください
川崎南法人会　検索
http://www.km-hojinkai.or.jp



発行所／公益社団法人川崎南法人会　川崎市幸区堀川町66-20　川崎市産業振興会館５階　TEL：044-276-8731
編集兼発行人／広報委員会　http://www.km-hojinkai.or.jp　FAX：044-276-8738

# 第12回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式

令和４年３月28日（月）カルッツかわさきに於いて、第12回「税に関する絵はがきコンクール」表彰等贈呈式が行われました。「税に関する絵はがきコンクール」は、小学生への租税教育活動として、毎年実施しています。租税教室などを通じて、学童に“税の大切さ”や税金は毎日の生活の中でどのように役立っているかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めてもらうことが目的です。

川崎区、幸区の小学６年生のみなさんからたくさんの応募があり、川崎南法人会会長賞、川崎南税務署長賞、川崎市長賞、副会長賞、青年部会長賞、女性部会長賞、優秀賞、の計11点が選ばれました。

## 法人会会長賞

川崎市立大師小学校６年
平澤　誠也　さん

## 川崎市長賞

川崎市立御幸小学校６年
鈴木　莉希愛　さん

## 税務署長賞

川崎市立西御幸小学校６年
仲村　円花　さん

今回、応募頂いた全ての作品が３月24日～30日の間、川崎市役所第３庁舎ロビーに展示されました。

## 副会長賞

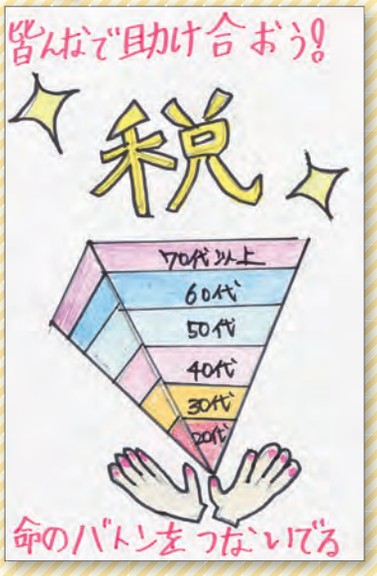


川崎市立宮前小学校６年
興梠　大和　さん

## 副会長賞

川崎市立西御幸小学校６年
児玉　杏奈　さん

## 副会長賞

川崎市立御幸小学校６年
福島　碧月　さん

## 女性部会長賞

川崎市立宮前小学校６年
前田　菜々子　さん

## 優秀賞

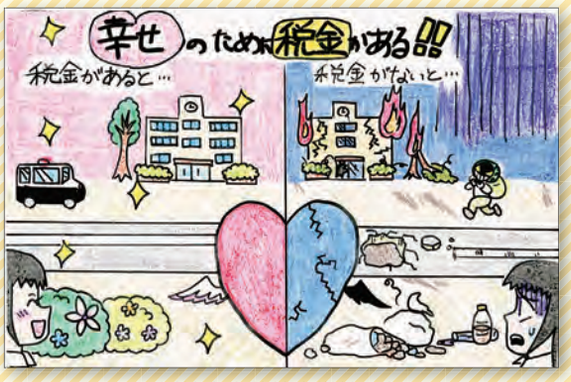


川崎市立藤崎小学校６年
山口　奏　さん

## 青年部会長賞

川崎市立小田小学校６年
中島　孔佑　さん

## 優秀賞

川崎市立旭町小学校６年
磯田　光来　さん

## 優秀賞

川崎市立殿町小学校６年
熊沢　かりん　さん

# 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和４年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されるとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されました。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられました（令和４年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年９月に「令和４年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限延長、中小企業向け税制措置の適用期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## [法人課税]

### １．少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算 入額の上限（合計３００万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和４年３月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。 | ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外した上で、その適用期限が２年延長されました。 |

### ２．交際費課税

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| ・交際費課税の特例措置については、適用期限が令和４年３月末日までとなっていることから、その延長を求める。 | ・中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額８００万円まで損金算入可）の適用期限が２年延長されました。<br>また、交際費等のうち接待飲食費の５０％までを損金算入できる特例措置（資本金の額等が１００億円以下の大法人も適用可）についても、適用期限が２年延長されました（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。 |

## [事業承継税制]

### １．相続税、贈与税の納税猶予制度

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| ・新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和５年３月末日）および特例措置の適用期限（令和９年１２月末日）を延長すべきである。 | ・非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が１年延長（令和６年３月末日まで）されました。 |

## [地方税]

### １．固定資産税の抜本的見直し

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| ・令和３年の全国の公示価格は、コロナの影響等により６年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和３年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和４年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和３年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。 | ・土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和４年度に限り、商業地等（負担水準が６０％未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の２．５％（改正前：５％）とする措置が講じられます（都市計画税についても同様）。 |

## [その他]

### １．地方のあり方

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| ・地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。 | ・地方拠点強化税制の適用期限が２年延長されるとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。 |

# 身近な法律相談

弁護士 渡 部 英 明

近隣に新しい建物が建築されることにより，日照権侵害にあたるのではないか，どのようにして解決していけばよいのか，という相談が最近散見されます。これまで，日照が確保されていた居宅において，突然，近隣に建物が建築されることにより，日照や通風が阻害され，日常生活にも影響が出てくるので，お住いの方にとってはとても深刻な問題です。そこで，今回は，日照権について，検討していきたいと思います。

**Q1　日照や通風が侵害されて，これを救済した裁判例を教えてください。**

A1　裁判例（昭和４７年６月２７日最高裁判決）は，近接居宅の日照通風を妨害する建物建築につき，不法行為の成立を認めました。その判決の要旨は「居宅の日照，通風は，快適で健康な生活に必要な生活利益であって，法的な保護の対象にならないものではなく，南側隣家の二階増築が，北側居宅の日照，通風を妨げた場合において，右増築が，建築基準法に違反するばかりでなく，東京都知事の工事施工停止命令などを無視して強行されたものであり，他方，被害者においては住宅地域内にありながら日照，通風をいちじるしく妨げられ，その受けた損害が，社会生活上一般的に忍容するのを相当とする程度を越えるものであるなど判示の事情があるときは，右二階増築の行為は，社会観念上妥当な権利行使としての範囲を逸脱し，不法行為の責任を生じせしめるものと解すべきである。」としています。

**Q2　この裁判例からすると，日照などが侵害されて救済されるには，日影による被害が受忍限度を超える場合だと思いますが，具体的に受忍限度を超えるか否かを判断する事情にはどのようなものがあるでしょうか。**

A2　建築基準法違反の有無，地域性，日照被害の程度，被害回避の可能性，加害・被害建物の用途，被害建物が先に建っていたのか否か，建物建築に至る交渉経過等の事情が考えられます。裁判所はそれらの事情を総合的に検討の上，受忍限度を超えているか否か判断するものと思います。

**Q3　例えば，建築基準法の日影規制をクリアしていたり，商業地域または準工業地域であると，日照被害による救済は難しいでしょうか。**

A3　建築基準法違反がなく，地域も商業地域または準工業地域であると，受忍限度を超えているとの判断は難しいかもしれません。

**Q4　それでは，例えば，住居地域で中低層の建物ばかりがある地域の場合，建築基準法上，問題のない建物でも，日照被害による救済は可能性でしょうか。**

A4　住居地域において，建築基準法上問題がないからといって，直ちに，受忍限度を超えていないとは言えないと思います。日照被害の程度，被害回避の可能性，加害・被害建物の用途，被害建物が先に建っていたのか否か，建物建築に至る交渉経過等も検討の上，受忍限度を超えているものとして，損害賠償が認められる場合もあろうかと思います。

**Q5　日照被害による予防・解決のためにどのようなことをすればよいでしょうか。**

A5　建築計画があると，施主や建築業者が近隣住民の方に予定建物に関する説明を行いますので，その際，冬至における日影図を示してもらい，示してもらえないのであれば，それを要求してみてはどうでしょうか。建築すべき建物が日影規制に違反しているか否かは日影図で分かりますが，仮に違反していなくても，建築確認が下りる前であれば，施主や建築業者との交渉により，建築変更も可能かもしれません。
また，住居地域で日照被害の程度が著しいものであるにもかかわらず，施主と建築業者が建築基準法上問題はないとして，交渉がうまくすすまない場合，調停や建築工事の差止めの仮処分の申立て等，裁判所等の第三者の機関を利用するなどして，解決を図ることも検討してみてはどうでしょうか。

# パワハラ防止で企業価値高めよ

日刊工業新聞社　岡田　直樹

２０２２年４月１日から中小企業でもパワーハラスメント対策が義務化された。大企業は２０２０年６月に施行済みだが、同様のルールが中小企業にも適用されることとなった。パワハラは行為者の問題として対処されやすいが、繰り返される職場では組織の体質に原因がありそうだ。中小企業ではトップの姿勢が決め手になる。義務化を企業価値向上のチャンスととらえ、体制づくりを急ぎたい。

改正労働施策総合推進法ではパワハラを「優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの」と定義している。たたく、殴る、蹴るなどの暴力行為は言うに及ばず、部下を同僚の前で叱責したり、就業時間外に飲食を強要したりするなど、精神的な苦痛を与えるケースも該当する。

必要な対策を講じなかった企業に対しての具体的な罰則規定はないが、問題発生時のリスクを甘く見てはいけない。法律に違反した企業は、厚生労働省による助言・指導・勧告の対象になり、改善が認められない場合は社名を公表されることもある。従業員のうつ病や自殺の原因になり、インターネットを通じて悪評が広がれば、企業の信用力は低下し、採用や業績に影響しかねない。

厚生労働省が２０２０年１０月に実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」によると、過去３年間にパワハラを受けたことがあると回答した労働者は３割を超える。内容は「精神的な攻撃」（４９．４％）が最も多く、「過大な要求」（３３．３％）、「個の侵害」（２４．０％）、「過小な要求」（２１．２％）などが上位を占める。

中小企業は義務化により、パワハラを行ってはならない旨を方針に明記し、行為者は懲戒処分になることを就業規則に定め、従業員に周知しなければならない。あわせて、従業員が相談しやすい窓口を設置して事実関係の迅速な把握に努め、行為が確認できた場合は被害者と行為者に適正な措置を講じる。また当事者が不当な扱いを受けないようプライバシー保護を徹底する必要がある。

パワハラ対策に過敏になるあまり、必要な注意や指導を避けるようになり、人材育成が手薄になってはいけない。上司が部下を叱る場合も、事柄の性質や互いの信頼関係によってはパワハラに該当しない。建設現場で工具を階下に落とした部下を厳しく叱りつけるのは「ヒヤリ・ハット」を防ぎ、重大事故の芽を摘むうえで重要なことだ。ただし「いつも、おまえはそうなんだから！」といった人格を否定するような叱り方は好ましくない。人権侵害になるだけでなく、職場の士気を低下させてしまう恐れがある。

中小企業にありがちな問題もある。「社長が行為者になっている場合、本人はパワハラとの自覚がなく、誰もブレーキをかけられない」と、企業のコンプライアンス（法令遵守）に詳しい弁護士は指摘する。社長は「自分に限って…」との先入観にとらわれず、自身の評価について従業員の声に耳を傾ける余裕を持ちたい。

新型コロナ感染症が落ち着いて景気が回復に向かえば、採用環境は再び「売り手市場」の傾向が強まり、雇用の流動化が進む可能性は高い。中小企業が多い小売、建設、製造、運輸などの業種では若手の取り合いになることが予想される。少子高齢化を背景に労働力人口の減少が続き、給与水準の引き上げがなかなか難しい中で、パワハラ対策は人材の獲得や定着に欠かせない時代になった。企業の持続可能性を担保するための経営戦略と認識しておく必要がある。

***筆者紹介***

岡田　直樹（おかだ・なおき）

１９８４年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。

# 尿トラブルで悩んでいませんか？

第二川崎幸クリニック
泌尿器科部長

森山 正敏（もりやま まさとし）医師

**尿が出づらい、回数が多くなった、排尿後も尿意が残るなどの原因には過活動膀胱（かかつどうぼうこう）、膀胱や尿道の障害など様々なものがありますが男性の場合に注意したいのが前立腺肥大症です。**

## 前立腺肥大症とは

前立腺は、膀胱の出口で尿道を取り囲むように存在しています。前立腺肥大症は、この前立腺が大きくなることで尿道を圧迫し、尿の通りを悪くして、残尿感を感じたり、頻尿になるなどの排尿障害を起こす病気です。中高年になり男性ホルモン環境の変化が起こることにより症状が出やすいと言われています。

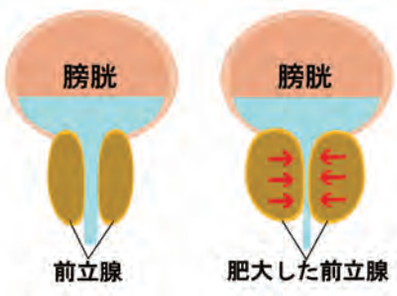


## 症状

前立腺肥大症になると、人によって次のような症状がみられます。
典型的な初期症状といえるのが①②③です。

① 尿の勢いがよくない
② 尿が途中で途切れる
③ 終わったあとも尿が残っている感じがする（残尿感）
④ お腹に力を入れないと尿が出にくい（腹圧排尿）
⑤ トイレの回数が多い（頻尿）
⑥ 睡眠時に何度もトイレにいく（夜間頻尿）
⑦ 尿意を感じると我慢できない（尿意切迫感）
⑧ 尿意があるのに出ない（尿閉）

## 治療法

前立腺肥大症の治療には、「保存治療」「薬物治療」「手術治療」の３つがあります。肉眼的血尿、尿路感染、尿閉、膀胱結石、腎機能障害などの前立腺肥大症による合併症がみられる場合には手術治療が行われますが、それ以外の場合は、まず薬物治療が行われます。
気になる症状がある場合は、一度泌尿器科医師に相談することをおすすめします。

## 診療のご案内

社会医療法人財団　石 心 会
**第二川崎幸（さいわい）クリニック**

受診予約 ☎ 044-511-2112

電話予約受付時間
月～金 8：00 ～ 20：00　土 8：00 ～ 17：00　日 8：30 ～ 17：00　祝日 8：30 ～ 17：00

# ２０２２ 年 度 税 務 職 員 募 集

**Ｐｒｉｄｅ of the Ｓｐｅｃｉａｌｉｓｔ～公平な世の中を創る、志～**

**適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。**

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受 験 資 格

1 2022（令和４）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して３年を経過していない者（2019（平成 31）年４月１日以降に卒業した者が該当する。）及び 2023（令和 5）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

2 人事院が上記１に掲げる者に準ずると認める者

人事院国家公務員試験

【採用 NAVI】

◇ 申 込 手 続

1 申込方法

インターネット申込み

人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。

2 受付期間

令和４年６月 20 日（月）９時から令和４年６月 29 日（水） [受信有効]まで

3 受験案内交付期間

令和４年５月６日（金）から令和４年６月 29 日（水）まで

９時から 17 時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 受験案内交付場所

東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）

（注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

◇ 試 験 日

第１次試験 令和４年９月４日（日）

第２次試験 令和４年 10 月 12 日（水）から令和４年 10 月 21 日（金）までのうち指定された日時

採用関係お役立ちリンク集

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ**「採用関係お役立ちリンク集」**をご確認ください。

【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係

(代表)０３－３５４２－２１１１ 内線２１６２

## オンライン決算法人説明会　2月17日・3月23日

講師：
東京地方税理士会
担当税理士
川崎南税務署
担当官

## 第４回　理事会　3月15日

会場：
サンピアンかわさき

## オンライン源泉部会研修会　2月24日

テーマ：
「退職所得の
源泉徴収事務」

講師：
川崎南税務署
法人課税第２部門
沖野　上席国税調査官

## オンライン源泉部会研修会　3月18日

テーマ：
「源泉徴収事務（手続編）」

講師：
川崎南税務署
法人課税第２部門
沖野　上席国税調査官

## オンライン新設法人説明会　3月10日

講師：
東京地方税理士会
担当税理士
川崎南税務署
担当官

## 消費税インボイス制度説明会　4月7日

会場：
川崎市産業振興会館

講師：
川崎南税務署
法人課税第１部門
鈴木　上席国税調査官

## 女性部会　年度末研修会　3月24日

会　場：カルッツかわさき
テーマ：「フラワーアレンジメント教室」
講　師：公益法人
日本フラワーデザイナー協会公認講師
フラワーデザイナー認定資格１級
橋詰　恵子　氏　・　葉山　れつ　氏

テーマ：「インボイス制度について」
講　師：川崎南税務署法人課税第１部門
鈴木　上席国税調査官

## 七つの間違い探し

※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つかりますかな？（答えは11頁にあります）

【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）　専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

# 新入会員紹介 新しい仲間 PRコーナー

## chinois 大久保（しのわ おおくぼ）

住　　所：川崎市幸区中幸町4-50-5　ハピネスビル3F
　　（JR川崎駅 西口から徒歩3分／ラゾーナ川崎至近）
電　　話：044－201－8253
営業時間：ランチ　　11：30 ～ 15：00
　　ディナー　17：00 ～ 22：00
定 休 日：水曜日

川崎市幸区に店を構える「中国料理 chinois大久保（シノワおおくぼ）」は、独創性に富んだ中華料理の数々をご提供しております。
上海料理の伝統的な調理法をベースとしながら、その中に「日本ならではの遊び心」というエッセンスを加え、当店独自の世界観を表現。
時には中華の概念を覆す様な逸品を生み出し、枠に捉われない自由な発想を一皿に込める事が当店の信条です。
便利な立地と落ち着きある空間。凛とした静けさの中で過ごすひとときは、日常のディナーをはじめ、接待、記念日、特別なデートといったシーンにも最適です。
どうぞ思い思いの用途で、chinois大久保の美味しさを満喫いただければ嬉しい限りです。

## 川崎南法人会からのお知らせです

　法人会ではコロナ禍による各種事業の中止を余儀なくされるなか、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。
　会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。
　以下の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。（送料含無料）
　ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。

【法人会事務局】FAX：044－276－8738　Eメール info@km-hojinkai.or.jp

## 新入会員のご紹介

（令和４年２月１日～令和４年３月31日）

| 支部名 | 法人名 | 代表者 | 所在地 | 業種 | 紹介者 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中央 | ㈱オーエムシー | 岡崎幹人 | 小川町11-3　YGビル3F | 医療機器販売業 | AIG損害保険㈱ |
| 中央 | ㈱かんぽ生命保険　川崎支店 | 樋口真人 | 榎町1-2 | 金融・保険業 | 大川原建設㈱ |
| 幸３ | ㈱清水製作所 | 髙橋竜也 | 古市場1-33-4 | 金属加工 | 事務局 |
| 東１ | ㈱エフテクノス | 松本隆文 | 伊勢町16-16<br>セントラルハイツ大師201 | 建設業、計装、電気、保全 | 大同生命保険㈱ |
| 賛助会員 | 石黒　修（中華料理・ｃｈｉｎｏｉｓ　大久保） | | | | 第一ハウジング㈱ |

## 川崎南法人会　主要事業予定

（コロナウィルスの影響により予定が変更になる場合がありますのでお問い合わせ下さい）

### 令和４年 ５月

#### １１日（水）
**●第１回　広報委員会**
会　場：カルッツかわさき
時　間：11：00～12：00

#### １１日（水）
**●新設法人説明会**
講　師：川崎南税務署担当官　他
会　場：川崎南税務署
時　間：13：30～15：55

#### １３日（金）
**●源泉部会　研修会**
テーマ：「給与所得の源泉徴収事務」
講　師：川崎南税務署担当官
会　場：カルッツかわさき
時　間：14：00～16：00

#### １７日（火）
**●女性部会　報告会**
会　場：サンピアンかわさき
時　間：16：30～17：30

#### ２５日（水）
**●青年部会　報告会**
会　場：サンピアンかわさき
時　間：17：30～18：30

#### ２６日（木）
**●決算法人説明会（オンライン）**
講　師：川崎南税務署担当官　他
時　間：13：30～16：20

### 令和４年 ６月

#### ８日（水）
**●第１０回　通常総会**
**及び創立７０周年記念式典**
会　場：川崎日航ホテル
時　間：通常総会14：30～15：20
記念式典15：30～16：20

#### １４日（火）
**●消費税インボイス制度説明会**
講　師：川崎南税務署担当官
会　場：川崎市産業振興会館
時　間：14：00～15：00

#### １４日（火）～１０日間
**●実務経理セミナー**
講　師：東京地方税理士会　川崎南支部
会　場：川崎市産業振興会館
時　間：18：00～20：00

#### １５日（水）
**●源泉部会　研修会**
講　師：社会保険労務士　志田　淳 氏
会　場：カルッツかわさき
時　間：14：00～16：00

#### ２０日（月）
**●社員研修講座**
テーマ：「徹底！ビジネスマナー」
講　師：㈱SUGIコーポレイション
杉本　直鴻 氏
会　場：川崎市産業振興会館
時　間：14：00～16：00

#### ２２日（水）
**●決算法人説明会**
講　師：川崎南税務署担当官　他
会　場：川崎南税務署
時　間：13：30～16：20

### ● 税務無料相談 ●

**相　談　日**

**毎週火曜日　午後１時～３時**
**５月の相談日／　10日㈫、17日㈫**
**６月の相談日／　７日㈫、14日㈫**
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

**場　所**

公益社団法人 **川崎南法人会事務局☎044-276-8731**
川崎市幸区堀川町66-20（川崎市産業振興会館５F）

### ● 法律無料相談 ●

**相　談　日**

**ご希望の日程、時間をお知らせください**
**お気軽にご相談ください**

**場　所**

**横浜綜合法律事務所**
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。
**（☎044-276-8731）**

**間違い探し『ヤマトタケル』の答え:**①大きな鳥（左上）②剣の長さ（左上）③地球（右上）④姫のアゴのホクロ（右上）⑤姫のかんざしの長さ（中央）⑥ヤマトタケルの左袖の柄（中下）⑦姫の左袖の花柄の葉（右下）

# 税に関する絵はがきコンクール
# 第12回 優秀作品カレンダー

川崎市長賞
川崎市立御幸小学校　鈴木莉希愛さん

会長賞
川崎市立大師小学校　平澤　誠也さん

川崎南税務署長賞
川崎市立西御幸小学校　仲村　円花さん

副会長賞
川崎市立宮前小学校　興梠　大和さん

青年部会長賞
川崎市立小田小学校　中島　孔佑さん

優秀賞
川崎市立旭町小学校
磯田　光来さん

副会長賞
川崎市立御幸小学校　福島　碧月さん

副会長賞
川崎市立西御幸小学校　児玉　杏奈さん

女性部会長賞
川崎市立宮前小学校　前田菜々子さん

優秀賞
川崎市立殿町小学校
熊沢かりんさん

優秀賞
川崎市立藤崎小学校
山口　奏さん



公益社団法人 川崎南法人会

主催：公益社団法人川崎南法人会・女性部会・青年部会　公益財団法人全国法人会総連合
後援：国税庁　川崎市